

事務事業名		市たばこ税の賦課事務			☐ 実施計画登載事業		☐ 合併建設計画登載事業				
政策体系	政策名	08 自立した行政経営の確立			事業期間		予算科目				
	施策名	36 健全な財政運営の推進					会計	款	項	目	事業
	基本事業名	01 安定的な財源確保			☐ 単年度のみ		01	02	02	02	00
所属	根拠法令	地方税法等			☒ 単年度繰返 (開始 昭和25 年度～)						
	部課名	総務部税務課			☐ 期間限定複数年度						
	課長名	志田広記			【計画期間】						
	係名	諸税係			年度 ～ 年度						
	担当者	近江 学	電話	27-3111	※全体計画欄の総投入量を記入						
			内線	151							
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)							全体計画(※期間限定複数年度のみ)				
市たばこ税を適正に賦課する事務 主な業務は以下のとおり 毎月 ①申告書を受理、②申告書を審査及び内容確認、③賦課及び調定 随時 ①たばこ販売促進啓発活動を実践 事業費は、たばこ販売促進啓発活動費(オリジナル携帯灰皿の作製代)として支出される。							総投入量 (千円)	事業費	財源内訳	国庫支出金	
										都道府県支出金	
										地方債	
										その他	
										一般財源	
										事業費計 (A)	0
人件費	正規職員従事人数										
	延べ業務時間										
	人件費計 (B)	0									
	トータルコスト(A)+(B)	0									

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標		(5) 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	
① 手段(主な活動)		名称	
前年度実績(前年度に行った主な活動)		単位	
市たばこ税申告書の受理及び賦課・調定を行った。		ア	市たばこ税申告書による税額
今年度計画(今年度に計画している主な活動)		イ	
前年度と同様		ウ	
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等		(6) 対象指標(対象の大きさを表す指標)	
市たばこ税の納税義務者		名称	
		単位	
		カ	市たばこ税の納税義務者数
		キ	たばこの売渡本数
		ク	
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか)		(7) 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	
市たばこ税の適正な賦課及び調定を行う。		名称	
		単位	
		サ	売渡本数による課税額／申告税額
		シ	
		ス	
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか)			
自主財源の確保を図る。			

(2) 総事業費・指標等の推移			年度	23年度(実績)	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(目標)	27年度(目標)	28年度(目標)
			単位						
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千 円					
		都道府県支出金	千 円						
		地方債	千 円						
		その他	千 円						
		一般財源	千 円	0	0	86	90	90	90
		事業費計 (A)	千 円	0	0	86	90	90	90
	人件費	正規職員従事人数	人	1	1	1	1	1	1
		延べ業務時間	時 間	14	14	14	14	14	14
		人件費計 (B)	千 円	56	56	56	56	56	56
		トータルコスト(A)+(B)	千 円	56	56	142	146	146	146
⑤活動指標	ア	千円	306,537	340,895	399,432	349,454	349,454	349,454	
	イ								
	ウ								
⑥対象指標	カ	社	3	3	3	3	3	3	
	キ	千本	67,777	75,632	78,767	68,142	68,142	68,142	
	ク								
⑦成果指標	サ	%	100	100	100	100	100	100	
	シ								
	ス								

事務事業ID	0032	事務事業名	市たばこ税の賦課事務
--------	------	-------	------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？
昭和25年に地方税法が制定されたことによる。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？
世界的な禁煙運動や健康志向の高まりに加え、平成22年度は、10月1日からの税率の引き上げがあり、さらに平成23年度は東日本大震災の影響で販売数量減少したが、増税による税収増が販売本数の減少による減収額を上回ったため全体的には増収となった。
平成24年は、震災の影響により落ち込んだ需要が回復傾向にあり増収となった。(作業員及びボランティア等が多数市内に流入したと見込んでいる)
平成25年度は4月1日から税率の引き上げ(県税の一部が市税に移管:タバコの料金は変更なし)及び販売本数は増により、前年度比で増収となった。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？
特になし

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性 この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 適正課税により、自主財源の確保に結びつく。	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	② 公共関与の妥当性 なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 地方税法の規定に基づく市の固有事務である。	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	③ 対象・意図の妥当性 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 地方税法及び大船渡市税条例に規定がある。	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
有効性 評価	④ 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由】 ☒ 向上余地がない ⇒【理由】 課税標準、税率、申告、納付の手続等について地方税法及び大船渡市税条例に規定されており、独自に成果を向上させる余地はない。	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	⑤ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】 地方税法及び大船渡市税条例の規定に違反するとともに、自主財源の確保ができなくなる。	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	☐ 他に手段がある (具体的な手段, 事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 地方税法及び大船渡市税条例に規定がある。 ☒ 他に手段がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費としては、たばこ販売促進用携帯灰皿の配布事業のみ(予算額 87千円)。平成23年度及び24年度は、震災を考慮し、事業実施を見合わせた。平成25年度は、喫煙マナーの向上、市内での購入PRを図るため実施した。事業費は現状では適正な額となっている。	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 市たばこ税は申告納付であることから、最小限の人員で事務を行っており、業務時間を削減する余地はない。	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 地方税法及び大船渡市税条例の規定に基づく事務であり、公平・公正である。	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映

事務事業ID	0032	事務事業名	市たばこ税の賦課事務
--------	------	-------	------------

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 1次評価者としての評価結果 (2枚目と整合を図ること)	(2) 全体総括(振り返り、反省点)																															
<table><tr><td>① 目的妥当性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	② 有効性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	全体として適切な事務である。																			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																														
② 有効性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																														
③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																														
④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																														
(3) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可)	(4) 改革・改善による期待成果																															
<table><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td><td>☐ 目的再設定</td><td>☐ 事業統合・連携</td><td>☒ 現状維持</td></tr><tr><td colspan="5">事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)</td></tr></table> (上記方向性に対する具体的な内容) 平成26年度以降についても、震災前と同様の事業を実施する。	☐ 廃止	☐ 休止	☐ 目的再設定	☐ 事業統合・連携	☒ 現状維持	事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)					左記(3)の改革改善案を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>●</td><td>×</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
☐ 廃止	☐ 休止	☐ 目的再設定	☐ 事業統合・連携	☒ 現状維持																												
事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)																																
		コスト																														
		削減	維持	増加																												
成果	向上																															
	維持		●	×																												
	低下		×	×																												
(5) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等																																
特になし																																

	(職 名) ※原則として施策の主管課長	(氏 名)
4 事務事業の2次評価結果	2次評価者	総務部税務課長 志田広記

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合																																
①記述水準(1次評価の記述内容を読んだ段階で選択) ☐ 記述不足でわかりにくい ☐ 一部記述不足のところがある ☒ 記述は十分なされている ②評価の客観性水準(2次評価を行った後に総合的に判断して選択) ☐ 客観性を欠いており評価が偏っている(事務事業の問題点、課題が認識されてない) ☐ 一部に客観性を欠いたところがある ☒ 客観的な評価となっている(事務事業の問題点、課題が認識されている)																																
(2) 2次評価者としての評価結果	(3) 評価結果の根拠と理由																															
<table><tr><td>① 目的妥当性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>☒ 適切</td><td>☐ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	② 有効性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり	たばこ税は、市民税に次ぐ第3位の税収であるとともに、少ない徴収経費で徴収率100%を確保できる極めて効率的な税目となっている。 事務執行は適切になされている。																			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																														
② 有効性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																														
③ 効率性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																														
④ 公平性	☒ 適切	☐ 見直し余地あり																														
(4) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可)	(5) 改革・改善による期待成果																															
<table><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td><td>☐ 目的再設定</td><td>☐ 事業統合・連携</td><td>☒ 現状維持</td></tr><tr><td colspan="5">事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)</td></tr></table> (上記方向性に対する具体的な内容) 現状どおり継続して事業を実施する。	☐ 廃止	☐ 休止	☐ 目的再設定	☐ 事業統合・連携	☒ 現状維持	事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)					左記(4)により期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。また、1次評価と内容が異なる場合には、1次評価の結果も「○」で記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td></td><td>●</td><td>×</td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td>×</td><td>×</td></tr></table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		●	×	低下		×	×
☐ 廃止	☐ 休止	☐ 目的再設定	☐ 事業統合・連携	☒ 現状維持																												
事業のやり方改善 (☐ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善)																																
		コスト																														
		削減	維持	増加																												
成果	向上																															
	維持		●	×																												
	低下		×	×																												

5 最終評価結果

(1) 行政経営推進会議等での指摘事項